

別表

(1) 会費

支出範囲	支出金額
①会費を必要とする会議・会合・研修会等及び飲食を伴う場合の参加費	1万円を限度とする ただし、会費が明記されている場合は 会費相当額
②神社仏閣等の祭典で、観光行事となっているものについての参加費	

(2) 祝金

支出範囲	支出金額
①記念式典・地域イベントなどに対する祝金	会費相当額または5,000円以内
②顕彰・表彰に伴う式典、竣工式などに対する祝金	

(3) 弔慰金

支出範囲			香典	花環等
香取市特別職 (市長・副市長・教育長)	現職	本人	10,000円	生花1対
		親族 ※1	10,000円	花輪1基
	元職	本人	10,000円	花輪1基
市議会議員	現職	本人	10,000円	生花1対
		親族 ※1	10,000円	花輪1基
	元職	本人	10,000円	花輪1基
国会議員・県議会議員 (地元選出)	現職	本人	10,000円	花輪1基
		親族 ※1	5,000円	
	元職	本人	10,000円	
近隣市町の首長・議会正副議長等 (北総11市・香取郡・鹿嶋市・潮来市 等)	現職	本人	10,000円	
行政委員会の委員等 (監査委員・教育委員・選挙管理委員・農業委員会 等)	現職	本人	5,000円	
その他議長が特に必要と認めた者		本人	5,000円	

※1…親族とは、配偶者・一親等血族及び同居の一親等姻族をいう

(注) 花輪が無い斎場においては、生花とする

(4) 賛助金

支出範囲	支出金額
各種団体等が行う事業で、公益性が認められるもの	5,000円以内

(5) その他

支出範囲	支出金額
上記基準以外の経費で、議長が特に必要と認めたもの	社会通念上適当と認められる金額